

港湾局窓口業務の感染防止対策について（令和4年1月20日以降）

所管課	業務内容	感染防止対策を講じた上での業務執行体制	連絡先
庶務課	海難の届け出に対する証明の手続き業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3049） ・FAX（044-200-3981） ・メール（58syomu@city.kawasaki.jp）
庶務課 （技術監理担当）	浮島指定処分地建設発生土受入申込手続	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3056） ・メール（58syomu@city.kawasaki.jp）
	浮島指定処分地搬入関係 【建設発生土及び浚渫土砂の搬入業務】	通常通り継続	
経営企画課 （制度班）	臨港地区内での構築物の規制（行為の届出）処理及び相談業務	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3073） ・メール（58keiki@city.kawasaki.jp）
港湾管理課 （管理班）	・水域占用許可 ・ふ頭用地使用許可 ・行政財産の許認可	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、窓口・電話・メールによる対応	・電話（044-287-6024） ・メール（58koukan@city.kawasaki.jp）
港湾管理課 （技術審査班）	港湾管理課管理班の許認可業務に伴う技術審査	上記（港湾管理課管理班）に付随	上記（港湾管理課管理班）に付随
港営課 （配船班）	配船業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6037） ・FAX（044-270-5501） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （船舶調整班）	船舶調整業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6033） ・FAX（044-270-5501） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （ふ頭管理班）	荷さばき地・船舶給水・その他港湾施設の許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6028） ・FAX（044-287-6038） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （環境管理班）	港湾環境整備施設の使用許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6034） ・FAX（044-287-6038） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）

※港湾局窓口業務については上記一覧のとおり、これまでの執行体制から変更ありません。